

AMT/NEWSLETTER

China Legal Update

2025 年 10 月 27 日

レアアース規制関連の一連の輸出管理公告(第 56 号、第 57 号、第 61 号、第 62 号)

弁護士 射手矢 好雄/ 弁護士 森脇 章/ 弁護士 中川 裕茂
弁護士 若林 耕/ 中国弁護士 屠 錦寧/ 弁護士 尾関 麻帆
弁護士 横井 傑/ 弁護士 唐沢 晃平

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. Lawyer's Eye

中華人民共和国輸出管理法に基づくレアアース規制関連公告等の分析と日本企業への影響

日本弁護士 横井 傑

上海オフィス顧問 繆 媛媛

II. 中国法令アップデート

- ・国家ネットワークセキュリティインシデント報告管理弁法 ←今号の注目法令
- ・仲裁法(2025 年改正) ←今号の注目法令
- ・公証機関マネーロンダリング防止管理弁法
- ・知的財産権資産評価の更なる規範化に関する若干問題の通知
- ・食品安全法(2025 年改正)
- ・レアアース設備及び原料副原料関連品目の一部に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告 ←今号の注目法令
- ・域外関連レアアース品目に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告 ←今号の注目法令
- ・中重希土類関連品目の一部に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告 ←今号の注目法令
- ・レアアース関連技術に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告 ←今号の注目法令
- ・ネットワーク安全法(改正草案) ←今号の注目法令
- ・企業破産法(改正草案) ←今号の注目法令
- ・マネーロンダリング防止特別予防措置管理弁法(意見募集稿)

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 40 回(中国メインランド)

日時:2025 年 6 月 19 日(木)

「中国の生成 AI 規制:法令と裁判例から学ぶ生成 AI 活用に伴うリスクと実務上の留意点」

講師:シニア・アソシエイト弁護士 胡 絢静

第 41 回(中国メインランド)

日時:2025 年 7 月 17 日(木)

「中国輸出入管理規制の俯瞰図と実務対応の勘所」

講師:パートナー弁護士 横井 傑

第 42 回(メインランド)

日時:2025 年 10 月 16 日(木)

「企業が注目する中国法制度の動向 (2025 年版)」

講師:パートナー弁護士 射手矢 好雄

II. Lawyer's Eye

中華人民共和国輸出管理法に基づくレアアース規制関連公告等の分析 と日本企業への影響

日本弁護士 [横井 傑](#)

上海オフィス顧問 [繆 媛媛](#)

Contents

- 一、はじめに
- 二、公告公布の経緯と戦略的背景
- 三、公告第 61 号:レアアース再輸出規制
 - 1. 規制の対象と「0.1%ルール」類似規定
 - 2. 輸出許可申請の厳格な審査基準(4 段階の規制レベル)
- 四、公告第 62 号:レアアース関連技術の輸出管理と「みなし輸出」の導入
 - 1. 規制対象技術の範囲と「みなし輸出」の導入
 - 2. 越境技術支援の厳格な禁止
 - 3. コンプライアンス義務の拡大
- 五、公告第 56 号及び第 57 号:レアアースに関する生産加工設備及び品目管理の拡大
- 六、日本企業として注目すべき重要ポイントと対策

一、はじめに

中華人民共和国商務部(MOFCOM)及び海関総署(GAC)は、2025 年 10 月 9 日、国家の安全と利益の維持を目的として、6 件の輸出管理公告(第 55 号～第 62 号)及び 1 件の信頼できないエンティティに関する公告を公布しました。

これらの規制は、中華人民共和国輸出管理法等に基づき、レアアース関連の品目、設備、技術の管理を全面的に強化し、また域外適用を拡大する内容を含んでいます。

公 告	規制対象品目	施行日
商務部・海関総署公告 2025 年第 55 号 超硬材料関連品目の一部に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告	一部の超硬材料関連物項 (人造ダイヤモンド微粉末、 DCPCVD 設備など)	2025 年 11 月 8 日
商務部・海関総署公告 2025 年第 56 号 レアアース設備及び原料副原料関連品目の一部に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告	一部のレアアース加工設備 及び原料・副原料関連品目 (遠心抽出機など)	2025 年 11 月 8 日
商務部・海関総署公告 2025 年第 57 号 中重希土類関連品目の一部に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告	一部の中重希土類元素関連 品目(ホルミウムなど 5 種)	2025 年 11 月 8 日

商務部・海関総署公告 2025 年第 58 号リチウム電池及び人造黒鉛負極材料関連品目に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告	リチウム電池及び人造黒鉛負極材料関連品目	2025 年 11 月 8 日
商務部公告 2025 年第 61 号 域外関連レアアース品目に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告	域外関連レアアース品目	2025 年 12 月 1 日 (主要部分)
商務部公告 2025 年第 62 号レアアース関連技術に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告	レアアース関連技術(採掘、精錬分離、金属精錬、磁性材料の製造、リサイクルに関する技術)	2025 年 10 月 9 日 (即時施行)
信頼できないエンティティリスト業務機構 2025 年第 10 号 アンチドローン技術企業等の外国エンティティの信頼できないエンティティリストへの追加に関する公告	信頼できないエンティティリスト追加(米国のドローン技術企業など)	2025 年 10 月 9 日 (即時施行)

二、公告公布の経緯と戦略的背景

レアアース(希土類)は、航空宇宙、防衛産業など、現代のハイテク産業に不可欠な戦略資源です。中国のレアアースの生産量・埋蔵量は、世界全体の 40～50%を占め、また精製・加工能力は 90%以上と言われており、中国の輸出制限政策は他国のサプライチェーンに深刻な影響を及ぼします。

中国のレアアースに関する輸出管理規制の経緯は以下の通りであり、今回の 2025 年 10 月 9 日付けレアアース輸出規制は、突如始まったものではなく、既存の輸出管理が強化補強されたという位置づけとなります。

- 初期の技術管理 (2001 年): レアアース関連技術は 2001 年の時点で「中国禁止輸出制限輸出技術目録」に組み込まれて技術流出を規制
- 段階的な品目管理 (2025 年 4 月): 2025 年 4 月 4 日の公告(第 18 号)により、中重希土類の一部(サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウムの 7 種)に対して輸出管理を実施
- 今回の規制強化 (2025 年 10 月 9 日): 第 57 号公告により、新たにホルミウム、エルビウム、ツリウム、ユウロピウム、イッテルビウムの 5 種が追加され、これにより中重希土類の全 12 種類が輸出管理の対象となる

今回の規制強化に関する公告の公布について、中国の商務部は、規制強化の目的は「国家の安全と利益の維持」及び「核不拡散などの国際義務の履行」にあり、具体的には、以下のリスクを排除するためと説明しています。¹

- 一部の域外組織・個人が、中国産の管理品目を直接又は加工後に軍事等のセンシティブな分野に流用し、中国の国家安全に重大な損害を与えている。
- 域外の組織・個人が、中国から不法にレアアース技術を獲得し、軍事等のセンシティブな分野で使用する品目を生産している。

なお、今回の一連の公告は、米国大統領と中国国家主席の APEC 首脳会談直前に発表されており、公告の公布によって米中間の緊張関係が高まりをみせていて状況を大きく変えています。しかしながら、現時点においてこのタイミングで公告が公布された背景については判明しておらず、今後の両国間の動向も注目されます。

¹ https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyth/art/2025/art_16a0593dcadd4030959c3691cf39bb26.html

三、公告第 61 号:レアアース再輸出規制

公告第 61 号は、主として、特定のレアアース品目の輸出を規制し、特にその規制対象者を「域外の組織及び個人」と定めることで、中国輸出管理法に基づく再輸出規制を課しています。

1. 規制の対象と「0.1%ルール」類似規定

公告第 61 号の適用対象者は「域外組織及び個人」であり、同公告は、これらの者に対して「中国以外の他の国・地域へ輸出する前」に中国商務部が発行する両用品目輸出許可証を取得するよう義務付けています(公告第 61 号 1 条 1 項)。

許可申請が必要となるのは、主に以下の 3 つのいずれかの品目を中国以外の国・地域に輸出する場合です(公告第 61 号 1 条 2 項)。

なお、1 つ目のケースについては、閾値が 0.1% と極めて低いため、付属書 1 で指定された中国産レアアースをわずかも含む製品の再輸出には、中国の輸出許可の取得義務が生じる可能性があるため注意が必要です。

(1) 中国産の成分を含有(0.1%デミニミス・ルール類似規定)

「域外で製造された公告付属書 1 第二部分記載の品目(例:レアアース永久磁石、レアアースターゲット材)」が、「中国産の付属書 1 第一部分記載の品目」を含有、集成又は混合しており、かつ、その中国産品目の価値比率が、外国製造品の総価値の 0.1% 以上に達する場合

(2) 中国技術を使用

中国産のレアアースの採掘、精錬分離、金属精錬、磁性材料製造、リサイクルに関する技術を使用して域外で生産された公告付属書 1 記載の品目

(3) 中国産品目の域外中継

中国産の公告付属書 1 記載の品目

2. 輸出許可申請の厳格な審査基準(4 段階の規制レベル)

公告第 61 号は、輸出申請の最終用途や最終需要者に応じて、4 段階の厳格度で許可審査を設定しています。

規制レベル	審査基準	対象となる最終用途・最終需要者	根拠条文
レベル 4: 原則不許可	N/A	① 域外の軍事ユーザーへの輸出申請 ② 輸出管理リスト/注視リストに掲載された輸入者・最終ユーザー(その 50% 以上の持分を有する子会社等を含む)への輸出申請 ③ 大量破壊兵器(WMD)の設計・開発・生産・使用、テロ目的、軍事用途又は軍事能力の向上を最終用途とする輸出申請	公告第 61 号第 2 条、第 3 条
レベル 3: 個別審査	通常の許可申請よりも厳格な審査となる見込み	最終用途が 14 ナノメートル以下のロジックチップ又は 256 層以上のメモリーチップの研究開発・生産、上記半導体の製造プロセスの製造設備・試験設備・材料、又は潜在的な軍事用途を有する AI の研究開発の場合	公告第 61 号第 4 条
レベル 2: 許可申請必要	上記の規制対象品目(0.1%ルール適用物項)	レベル 1、3、4 に該当しない全ての規制対象品目の輸出	公告第 61 号 1 条

	など)の一般用途を目的とした輸出		
レベル 1: 許可不要 (事後報告)	人道目的のため許可申請が免除。輸出後 10 営業日以内の事後報告と誓約が必須。	最終用途が、緊急医療、公衆衛生突発事件への対応、自然災害救助等の人道主義的救援の場合	公告第 61 号 5 条

四、公告第 62 号:レアアース関連技術の輸出管理と「みなし輸出」の導入

公告第 62 号は、レアアースに関するコア技術及び関連サービスを対象とし、中国の優位性のある技術の海外への流出防止を目的としており、公布日に即日施行(2025 年 10 月 9 日)されています。

1. 規制対象技術の範囲と「みなし輸出」の導入

公告第 62 号の規制対象技術は、レアアースのバリューチェーン全体を網羅する幅広いものであり、中国両用品目輸出管理リストに新しい管理コード(1E902.a, 1E902.b)として追加されました(公告第 62 号 1 条)。

- コア技術及びその媒体(管理コード:1E902.a): レアアースの採掘、精錬分離、金属精錬、磁性材料造、リサイクルに関する技術
- 技術サービス (管理コード:1E902.b): 上記に関連する生産ラインの組立て、調整、保守、修理、アップグレード等の技術

また、公告第 62 号における「輸出」は、①管理品目を中国国内から国外へ移転することに加え、②「域内又は域外で外国組織又は個人に提供する」行為(みなし輸出)も含まれます。日本の外為法におけるみなし輸出は、非居住者の自然人に対する技術提供の規制であるのに対し、(i) 国籍を基準としていること、(ii) 組織も対象とすることという点で異なっており、極めて広い範囲を補足するため注意が必要です。例えば、従来指摘されていた中国会社社内の外国人従業員に対する情報共有がみなし輸出に該当し得るという問題も引き続き生じます。

輸出の技術の提供方法には、知的財産権のライセンス、投資、交流、贈与、展示、検査、試験、技術援助、伝授、共同研究開発、雇用又は被雇用、コンサルティングなど、あらゆる形式での移転が列挙されており、これは技術が相手方に接触する可能性のあるすべての形態を網羅する非常に広範な「みなし輸出」となっています(公告第 62 号 2 条)。

2. 越境技術支援の厳格な禁止

公告第 62 号 2 条によれば、中国の公民、法人、非法人組織は、無許可で「域外のレアアース採掘、精錬分離、金属精錬、磁性材料製造、リサイクル活動」に対して、いかなる「実質的な援助及びサポート」も提供してはなりません(公告第 62 号 7 条)。これにより、例えば、中国の技術者やコンサルタントが、海外のレアアース関連プロジェクトで、中国政府の許可なしに技術指導やコンサルティングサービスを提供することが禁止されます。

3. コンプライアンス義務の拡大

(1) コンプライアンス告知書類の提出義務の具体化

輸出経営者は、(i) 技術を輸出する場合は付属書 1 の「移転又は提供される輸出制限技術の状況説明書」を提出する必要があり、(ii) 中国国内で外国組織又は個人に技術を提供する場合は付属書 2 の「域内で提供される輸出制限技術の状況説明書」を提出する必要があります(公告第 62 号 3 条)。これにより、輸出経営者は、当局に対し、技術の最終用途、使用シナリオ、提供方法、及びセキュリティ対策に関する詳細な情報を提供することとなります。

(2) サービス提供者への義務拡大

公告第 62 号は、「いかなる単位及び個人も、本公告に違反する行為に対して仲介、斡旋、代理、貨物輸送、郵便、通関申告、第三者電子商取引プラットフォーム及び金融等のサービスを提供してはならない」と定めています(公告第 62 号 5 条)。同規定は、規制対象の取引に関与する通関業者、輸送業者、金融機関、E コマースプラットフォームに対して当該取引が本公告の対象取引に該当するか否か、輸出許可を取得しているか否かを積極的に義務づけています。

(3) 公開技術・特許申請に関する制限

既にパブリックドメインに入った技術、基礎科学研究における技術、又は通常特許申請に不可欠な技術は、本公告の対象外となります。公告 62 号の発効日以降、許可なく本公告の対象となる未だパブリックドメインに入っていない技術を不特定の対象に公開する場合、輸出管理法第 34 条に基づき処罰されます(公告第 62 号 6 条)。これにより、レアアース関連企業は、未公開技術の漏洩や、新規の特許申請自体が「不特定の対象への公開」とみなされるリスクについて、慎重な検討が求められます。

五、公告第 56 号及び第 57 号:レアアースに関する生産加工設備及び品目管理の拡大

(1) 公告第 56 号:レアアース加工設備及び原料・副原料関連品目を輸出管理対象に

本公告は、レアアースの生産能力そのものを制限することを目的としており、規制対象を以下の 2 種類に大別し、全面的な輸出管理下に置きました。

- ① レアアース生産加工設備
- ② レアアース原料・副原料関連品目

特に規制対象として指定された設備には、レアアースの精製・分離工程において不可欠な遠心抽出機(離心萃取設備)(管理コード:2B902.a)が含まれる点に留意が必要です。

輸出経営者は、これらの品目を輸出するにあたり、輸出管理法及び両用品目輸出管理条例の関連規定に従い、商務部への許可申請が義務付けられます。

(2) 公告第 57 号:すべての中重希土類関連品目を輸出管理対象に

既述のとおり、商務部は、2025 年 4 月 4 日に先行して規制した 7 種の中重希土類に加え、今回新たにホルミウム、エルビウム、ツリウム、ユウロピウム、イッテルビウムの 5 種の中重希土類を追加で規制対象としました。

これにより、すべての中重希土類(合計 12 種類)が中国において輸出管理の対象となり、戦略資源としての統制が完了しました。

六、日本企業として注目すべき重要ポイントと対策

今回の 10 月 9 日付け公告群(第 56 号、57 号、第 61 号、第 62 号)は、従来の中国によるレアアース輸出管理に、上流(加工設備・原料副原料)の管理、コア技術の管理、下流の管理(域外適用管理)を追加することで、レアアースの輸出管理を単一品目の個別の輸出管理から、全産業チェーンを網羅する総合的なクロースドループ管理へ拡張したと評価できます。

これにより中国によるレアアースの輸出管理は全面的な規制となっており、日本企業としては、特に以下の点について留意が必要です。

(1) レアアース関連品目の追加

既述のとおり、レアアース輸出管理においては、新たなレアアースの品目追加に留まらず、加工設備、原料・副原料等に大きく拡大されており、レアアース関連品目の取り扱いのある企業においては輸出管理実務のアップデートが急務となります。

また、直接輸入等がなくともバリューチェーン上の企業において取り扱いがある企業についても、今後原材料・部品等の調達に影響が出る可能性があるため、輸出許可の状況について把握が必要と思われます。

(2) 中国産レアアースの再輸出規制の導入

これまで再輸出については米国規制が主に問題となっていました。各国企業は中国の再輸出規制も念頭においたサプライチェーン管理を新たに構築する必要が生じています。また、再輸出規制の適用リスクが高い部品（高性能磁石、センサーなど）については、製品の部品表（BOM）を再分析し、中国産レアアースの含有価値を追跡・算定するシステムの導入を急ぐ必要があると思われます。

(3) みなし輸出の導入

レアアース関連技術へのみなし輸出規制の導入により、従来は想定されていなかった企業同士の提携が規制対象になる可能性が生じています。そこで、レアアース関連技術の取り扱いのある企業においては、中国子会社・合弁会社内での日本人駐在員による技術指導や、国外への技術サービス提供（メンテナンス、アップグレード等）が、無許可の「みなし輸出」や「実質的援助」として規制対象とならないよう詳細な社内フローとセキュリティ管理を策定する必要があります。

III. 中国法令アップデート(主に 2025 年 9 月 1 日～9 月 30 日の法令を対象)

最新中国法令の解説

本号の注目法令は、中華人民共和国商務部(MOFCOM)及び海関総署(GAC)が、2025 年 10 月 9 日に公布した 4 件の輸出管理公告(第 56 号、第 57 号、第 61 号、第 62 号)である。これらの新しい規制により、従前のレアアース関連の輸出管理は、単一品目の個別の輸出管理から、全産業チェーンを網羅する総合的なクローズドループ管理へと全面的に強化されることになる。詳細は、本号 **Lawyer's Eye** でも詳細に紹介しているので参考にされたい。

また、9 月に公表された「国家ネットワークセキュリティインシデント報告管理弁法」は、「ネットワーク安全法」において定められているネットワーク運営者の報告義務の手続きを具体的に定めているもので実務的に興味深い。弊事務所では同弁法の全訳を作成しているので、ご入り用の方は[ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。

9 月は中国北京市において、第 14 期全国人民代表大会(全人代)常務委員会第 17 回会議も開催され、重要法令である食品安全法、仲裁法の改正が採択されたほか、全部で 12 の法律・法典の草案・改正案が発表されるとともに意見募集が開始された。本号においては、企業にとり特に関心が高い食品安全法、仲裁法、ネットワーク安全法(改正草案)、企業破産法(改正草案)を取り上げている。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕
尾関 麻帆

公布済み法令

<憲法・行政法>

国家ネットワークセキュリティインシデント報告管理弁法

[ポイント] ネットワークのセキュリティインシデント(中国語: 网络安全事件。以下「セキュリティインシデント」という。)の報告・管理を規範化し、セキュリティインシデントによる損害・リスクを抑制するため、2025 年 9 月 11 日、国家インターネット情報弁公室は、「ネットワーク安全法」等の法令に基づき、「国家ネットワークセキュリティインシデント報告管理弁法」(以下「本弁法」という。)を公布した。本弁法は、2025 年 11 月 1 日から施行される。

「ネットワーク安全法」上、ネットワーク運営者は、ネットワークのセキュリティを脅かすインシデントが発生した場合には、関連主管部門に報告しなければならないと定められているものの(25 条)、具体的な報告手続は定められていない。本弁法は、セキュリティインシデントの報告手続を具体的に定めるものであり、その概要は、概ね以下のとおりである。

項目	概要
セキュリティインシデントの定義	人的原因、ネットワーク攻撃、ネットワークの脆弱性リスク、ソフトハードウェアの欠陥若しくは故障又は不可抗力等の要因により、ネットワーク及び情報システムのデータ及び業務アプリケーションに危害をもたらし、国、社会又は経済に悪影響を及ぼすインシデント(12 条)。
報告手続	✓ 報告事由: セキュリティインシデントが発生した場合、ネットワーク運営者は、本弁法の付属書の「ネットワークセキュリティインシデントの等級分けガイドライン」に従ってインシデントを分類し、生じたインシデントが「比較的重大」以上に該当するときは、関連主管部門に報告しなければならない(4 条 1 項)。 ✓ 報告先・報告期限: ネットワーク運営者の属性に応じて、報告先と報告期限が定められている(4 条 1 項)。例えば、重要情報インフラ(中国語: 关键信息基础设施)に該当するネットワーク運営者は、1 時間以内に保護業務部門及び公安機関に報告しなければならない。 ✓ 報告内容: 当該インシデントが発生した時間・場所、実施した措置及び効果、当該インシデントの原因、今後講じる予定の措置といった事項を報告する必要がある(7 条)。 ✓ 処理完了後の報告: セキュリティインシデントの処理の完了後、30 日以内に、原因、応急処理及び是正状況等について、分析・総括を行い、報告しなければならない(8 条)。 ✓ 報告方法: 複数の報告ルート(報告ホットライン、公式ウェブサイト、WeChat、メール、ファックス

	等)が設けられており(9条)、ネットワーク運営者は、これらのルートを通じて報告する。
罰則	ネットワーク運営者が本弁法に従って報告をしなかった場合には、関連主管部門は、関連する法令及び行政法規に基づいて処罰する(10条)。

[原文] 国家网络安全事件报告管理办法

[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室(国家互联网信息办公室)

2025年9月11日公布、2025年11月1日施行

執筆担当:日本弁護士 芳賀 洋一

<民事訴訟法>

仲裁法(2025年改正)

[ポイント] 第14期全国人民代表大会常務委員会第17回会議は、2025年9月12日、新たに改正された仲裁法(以下「改正仲裁法」という。)を採決・可決した。改正仲裁法は、全8章96条から成り、2026年3月1日から施行される。オンライン仲裁やアドホック仲裁が制度化されるなど、今回の改正により、今後中国の仲裁の利便性が高まることが期待される。今回の改正は、中国の仲裁の信用力と国際競争力を高めること等を目的としたものであり、大別して、主に①渉外法治の強化、②仲裁に対する関係機関の支援の強化、③仲裁人の要件等の整備の3つに分けられる。本稿では、これら3つの観点から、今回の改正の要点を紹介する。

一、渉外法治の強化

国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)の国際商事仲裁モデル法等の国際的な標準に歩調を合わせるために、国際仲裁等の法制度について、主に次の見直し・整備が行われた。

1. オンライン仲裁制度が導入された。
2. 「仲裁地」の制度が新設され、原則として、仲裁地を基準として手続法及び管轄裁判所を定めることが明確化された。
3. 一定の場合に、アドホック仲裁を行うことができるようになった。すなわち、渉外海事紛争、又は国務院の批准を得て設置された自由貿易試験区等における渉外紛争について、当事者が、仲裁機関の外で、改正仲裁法の定める要件を満たす者で構成される仲裁廷を選び、合意した仲裁規則に従って仲裁を行うことができることが明確化された。

二、仲裁に対する関係機関の支援の強化

仲裁手続の効率的な進行、及び仲裁裁決の円滑な執行のために、保全、証拠収集等の面で、人民法院等の関係機関による仲裁に対する支援が強化された。

1. 仲裁申立前の保全措置の申請について規定が設けられ、仲裁合意の当事者は、緊急の事情がある場合、仲裁を申請する前であっても、民事訴訟法の関連規定に従い、人民法院に対し、財産保全、証拠保全、又は相手方に対して特定の行為の履行若しくは禁止を命ずるよう求めることができることが明確化された。
2. 仲裁廷が関係機関に対して法に則った協力を要請できる旨の規定が追加された。

三、仲裁人の要件等の整備

仲裁人の独立性、公正性及び専門性を担保するために、仲裁人の要件等について、主に次の見直し・整備が行われた。

1. 法律、海事・海商、科学技術等の専門業務に従事する者も、一定の要件を満たした場合には、仲裁人となれるようになり、仲裁人の多様性・専門性が高められた。
2. 仲裁人に、当事者がその独立性や公正性に合理的な疑念を抱き得る事情がある場合、当該仲裁人は、速やかに仲裁機関に対して書面で開示する義務があることが明確化された。

[原文] 仲裁法(2025年修订)(中华人民共和国主席令第五十四号)

[公布／公表機関] 全国人大常委会(全国人大常委会)

2025年9月12日公布、2026年3月1日施行

執筆担当:日本弁護士 伊藤 誠悟

<金融>

公証機関マネーロンダリング防止管理弁法

【ポイント】 本弁法は、2025 年 4 月 25 日まで意見募集が実施された公証機関マネーロンダリング防止及び対テロ融資防止管理弁法(意見募集稿)を踏まえて正式に制定されたものである。

意見募集稿との大きな違いは、本弁法では、その名称や各種条文から対テロ融資に関する文言が削除されている点にある。しかしながら、本弁法 33 条において、対テロ融資についても本弁法が適用されることが明記されており、適用がなくなったわけではないといえる。

その他の本弁法の内容は、上記意見募集稿から大きな変更はない。もっとも、公証業務一般に本弁法が適用されることが明確にされ、また、利用者が公証機関の運用に疑義を持った場合における通報制度も規定された。加えて、当事者に対するデューディリジェンスが実施される条件が(他の法令条文への言及ではなく)文言化されるなど、形式的な調整も随所にみられる。

本弁法施行後における公証事務への影響及び実務上の対応に留意が必要である。

【原文】 公证机构反洗钱管理办法(司规〔2025〕3号)

【公布／公表機関】 司法部、中国人民銀行(司法部、中国人民银行)

2025 年 9 月 1 日公布、同日施行

執筆担当:日本弁護士 藤本 博之

<知的財産権>

知的財産権資産評価の更なる規範化に関する若干問題の通知

【ポイント】 2025 年 9 月、中国の財政部、国家金融監督管理総局、国家知識産権局、国家版權局の四部門は連名で「知的財産権資産評価の更なる規範化に関する若干問題の通知」(以下「本通知」という。)を公布した。知的財産の資産評価とは、特許、商標、著作権等の無形資産について、収益性、排他性、市場での取引可能性等を考慮して経済的価値を算定する行為を指す。これは、出資、譲渡、担保設定等における対価の算定根拠として機能するほか、大学・研究機関における技術成果の移転に際して、関係者間の合意形成やインセンティブ設計の基礎ともなる。

近年、中国では評価価格が過大に設定される事例が報道されており、例えば 2000 円で取得されたソフトウェアの著作権が 500 万元と評価され、会社への虚偽出資に用いられたとされる事例が存在する。また、知的財産を担保とした融資(いわゆる知財担保融資)の総額は拡大を続けており、2022 年には累計で 4800 億元を超えたとされている。さらに、2021 年において中国 A 株上場企業の無形資産価値が前年比 17.7%増加し、うち知的財産資産の価値は 9642 億元に達したとの報告もある。これらの傾向を踏まえると、評価の適正性が金融取引や市場秩序に及ぼす影響は無視し得ないものとなっている。

こうした背景のもと、中国では 2016 年施行の「資産評価法」により評価行為の基本的枠組みが設定され、2023 年には中国資産評価協会により「資産評価執業準則—知的財産」が公表されるなど、知的資産に関する評価基準の整備が進展してきた。他方、「企業国有資産法」および「行政事業性国有資産管理条例」は、国有資産が関与する経済行為について評価を法的義務と位置付けており、公正な価格形成と資産保全の要請が制度上明示されている。

本通知は、これら既存制度の運用実態を踏まえつつ、知的財産評価に関する実務を一層明確化するものであり、いくつかの新たな措置が示唆されている。具体的には、評価額の事前設定の禁止のほか、評価におけるビッグデータおよび AI の活用促進、高額かつ異常な評価結果に対する監督体制の整備、ならびに財政・金融・知的財産の各分野にまたがる行政機関の連携強化が盛り込まれている。今後の制度運用においては、これらの原則の具体化に加え、評価の適正性確保に向けた行政監督の厳格化や、不適切事例への対応強化の動向が注目される。

【原文】 关于进一步规范知识产权资产评估若干问题的通知(财资〔2025〕128号)

【公布／公表機関】 財政部、国家金融監督管理総局、国家知識産権局、国家版權局(財政部、国家金融監督管理总局、国家知识产权局、国家版权局)

2025 年 9 月 19 日公布、同日施行

執筆担当:上海オフィス顧問 石 瀛

<経済諸法>

食品安全法(2025 年改正)

[ポイント] 「食品安全法」は、2025 年 9 月 12 日に可決され、2025 年 12 月 1 日から施行される。今回の改正では、「重点液体食品輸送」と「乳幼児用調製液体乳」の 2 つの分野に焦点が当てられている。具体的な内容は以下の通りである。

1.重点液体食品バルク輸送許可制度

許可制度を新設し、道路運送事業者が重点液体食品のバルク輸送に従事する場合には、食品安全保障の要求に適合する専用輸送容器、作業員及び管理制度を備え、輸送許可証を取得しなければならないと規定している。

2.運送文書の管理に関する禁止規定

2024 年の「タンク車混送汚染事件」で明らかになった文書偽造問題を受け、「いかなる単位又は個人も重点液体食品輸送記録、容器洗浄証明などの文書を偽造、変造してはならない」ことを明確にし、文書管理を強化した。

3.重点液体食品目録

重点液体食品のバルク輸送の具体的な管理規程は、国務院食品監督管理部門が国務院関係部門と共同で制定する。重点液体目録は、制定後に国務院の承認を経た後に公布する。

4.乳幼児用調製液体乳の既存の監督管理フレームワークへの組入れ

旧法では乳幼児用調製粉ミルクのみを規定していたが、今回、乳幼児用調製液体乳を追加し、調製粉ミルクの規定と同様に登録管理、生産工程、処罰規定を適用することとした。

5.法的責任の強化

①本法の規定に違反して、道路運送事業者が要求に応じて重点液体食品のバルク輸送を行わなかった場合には、県級以上の人民政府の食品安全監督管理等の部門が各自の職責分担に従い是正を命じ、警告を与える。是正を拒絶した場合、1 万元以上 5 万元以下の過料に処す。情状が重大な場合には、許可証を取り上げるほか、5 万元以上 50 万元以下の過料に処す。

②本法の規定に違反し、許可証を取得せずに重点液体食品のバルク輸送に従事した場合、県級以上の人民政府の食品安全監督管理部門は、重点液体食品のバルク輸送経営の停止を命じ、違法所得を没収し、併せて 5 万元以上 50 万元以下の過料に処す。

③本法の規定に違反して、偽造、変造又は偽造、変造された重点液体食品のバルク輸送記録、輸送容器洗浄証憑等の文書を使用し、又は重点液体食品のバルク輸送に関する検査、確認義務を履行しなかった場合には、県級以上の人民政府の食品安全監督管理等の部門が各自の職責分担に従い是正を命じ、警告を与える。是正を拒絶した場合、1 万元以上 10 万元以下の過料に処す。

[原文] 食品安全法（2025 年修订）（中华人民共和国主席令第五十六号）

[公布／公表機関]全国人民代表大会常務委員会（全国人大常委会）

2025 年 9 月 12 日公布、2025 年 12 月 1 日施行

執筆担当:北京オフィス顧問 李 加弟

<輸出管理>

①レアアース設備及び原料副原料関連品目の一部に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告

②域外関連レアアース品目に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告

③中重希土類関連品目の一部に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告

④レアアース関連技術に対する輸出管理実施にかかる決定の公布に関する公告

[ポイント] 商務部及び海関総署は、2025 年 10 月 9 日、レアアース関連の品目、設備、技術の管理を全面的に強化し、域外適用を拡大する公告を公表した。この公布によりレアアースの輸出管理は、再輸出規制、みなし輸出規制等も含む全方位的な内容にアップデートされた。詳細は、II. Lawyer's Eye「中華人民共和国輸出管理法に基づくレアアース規制関連公告等の分析と日本企業への影響」を参照されたい。

[原文] ①公布对部分稀土设备和原辅料相关物项实施出口管制的决定（商务部 海关总署公告 2025 年第 56 号）

②公布对部分中重稀土相关物项实施出口管制的决定（商务部 海关总署公告 2025 年第 57 号）

③公布对境外相关稀土物项实施出口管制的决定（商务部公告 2025 年第 61 号）

④公布对稀土相关技术实施出口管制的决定（商务部公告 2025 年第 62 号）

〔公布／公表機関〕①②商務部 海關總署（商務部 海關總署）、③④商務部（商務部）

①2025 年 10 月 9 日公布、2025 年 11 月 8 日施行

②2025 年 10 月 9 日公布、2025 年 11 月 8 日施行

③2025 年 10 月 9 日公布、2025 年 12 月 1 日施行

④2025 年 10 月 9 日公布、同日施行

執筆担当：日本弁護士 横井 傑

草案・意見募集稿等

ネットワーク安全法(改正草案)

〔ポイント〕本草案は、2017 年 6 月 1 日に改正施行されたネットワーク安全法の改正草案であり、2025 年 9 月 12 日から 10 月 11 日まで意見募集が行われた。ネットワーク安全法に関する改正草案の意見募集稿については、2022 年 9 月 12 日付(意見募集期間は同月 29 日まで)及び 2025 年 3 月 28 日付(意見募集期間は同年 4 月 27 日まで)でも行われていたが、この度再度改正草案が起案され、意見募集が行われている。本草案の作成の背景としては、2021 年以降、データ安全法、個人情報保護法等のサイバーセキュリティに関する立法が相次いで実施されており、行政処罰法についても改正が行われた中、ネットワーク安全法についてもこれらの新たな法令との平仄を合わせ、関連する法律責任制度を改善し、さらにサイバーセキュリティの保障が必要とされることとなったこと挙げられる。加えて、第 14 期全国人民代表大会常務委員会の立法計画の中で、ネットワーク安全法の改正が組み込まれていることも、本草案の作成の背景にあると考えられる。本草案におけるネットワーク安全法の修正の主な内容としては、以下の点が挙げられる。

(1) ネットワーク運用のセキュリティに関する法的責任の強化

- ① ネットワーク運営者、重要情報インフラ設備の運営者の責任(現 59 条)について、現行の規定ではこれらの者にネットワーク安全法上の安全保護義務違反があった場合、是正の命令、警告の付与が原則となっており、是正を拒み、又はサイバーセキュリティに危害が生じる結果をもたらした場合に 1 万元から 10 万元(重要情報インフラ設備の運営者の責任については 10 万元から 100 万元)の過料が課されることとなっていたが、本意見募集稿では罰則を強化し、これらの者にネットワーク安全法上の安全保護義務違反があった場合、是正命令及び警告に加えて 1 万元から 5 万元(重要情報インフラ設備の運営者の責任については 5 万元から 10 万元)の過料を科すことができるようになったことに加え、是正を拒み、又はサイバーセキュリティに危害が生じる結果をもたらした場合の過料が 5 万元から 50 万元(重要情報インフラ設備の運営者の責任については 10 万元から 100 万元)に増額されている(また、主管人員その他の直接責任を負う人員に対して課される過料も同様に増額されている。)(新 59 条 1 項、2 項)。
 - ② さらに、実際にサイバーセキュリティへの脅威が及ぼした結果を踏まえ、上記の法令違反により(i)大量のデータ漏洩、重要なインフラ設備の局部機能の喪失等ネットワークの安全に重大な危害を及ぼす結果をもたらした場合、及び(ii)重要な情報インフラの主要機能の喪失等ネットワークの安全に特に重大な危害を及ぼす結果をもたらした場合に関する罰則規定を追加し、過料(i)については 50 万元から 200 万元、(ii)については 200 万元から 1000 万元)を課することができることとされた(新 59 条 3 項)。
 - ③ また、規定に違反してネットワーク安全認証、検査、リスク評価等の活動又は社会に対してシステムの脆弱性、コンピューターウイルス、サイバー攻撃、サイバーアクセス等のネットワークセキュリティ情報を公開する行為について、主管部門は是正を命じ、警告を与え、1 万元から 10 万元(是正を拒み、又は情状が重大である場合は 10 万元から 100 万元)の過料を課することに加え、関連業務の停止、営業停止、ウェブサイトまたはアプリの閉鎖、関連する許認可の取消又は営業許可の取り消しを行うこと、さらに主管人員その他の直接の責任を負う人員に対して 1 万元から 10 万元の過料を課することができることとされた(新 63 条)。
 - ④ 加えて、セキュリティ認証、セキュリティ検査を経ず、又はセキュリティ認証に不合格のまま、セキュリティ検査が要件に適合しないネットワーク重要設備及びサイバーセキュリティ専用製品を販売又は提供した場合の法的責任を明確にし、主管部門が販売又は提供の停止を命じ、警告を与え、違法所得を没収すること、並びに違法所得の 1～3 倍(違法所得が 10 万元未満の場合は、3 万元から 10 万元)の過料を課することができることが定められた(新 61 条)。
- さらに、重要情報インフラ設備運営者が安全審査を経ず、又は安全審査を通過していないネットワーク製品又はサ

ービスを使用する行為に対する処罰措置を明確にしている(新 66 条)。

(2) ネットワーク情報の安全に関する法的責任

インターネット情報の内容に係る安全リスクが国家の安全、政治の安全を脅かすリスクが生じることを防止するために、近年のインターネット情報内容の法執行の実務を踏まえて、関連部門の要求に従わず、法律、行政法規により公開又は伝送が禁止されている情報について伝送の停止、除去等の処置措置を講じなかった場合等の罰則を強化した。すなわち、現行法ではこれらの場合、是正を拒んだ場合又は情状が重大である場合のみ過料の対象となっていた(現 68 条、69 条)が、違反があった場合には 5 万元から 50 万元の過料を科すことができることとなった。また、特に深刻な影響又は結果をもたらす違法状態に対する処罰措置を明確にし、200 万元から 1000 万元の過料を科すことに加え、関連業務の停止、営業停止、ウェブサイト又はアプリの閉鎖、関連する許認可の取消し又は営業許可の取消しを行うことができることとされた(新 68 条)。

(3) 個人情報及び重要データの安全に関する法的責任

データ安全法、個人情報保護法等の法令の規定がネットワーク安全法 64 条 1 項、66 条に係る個人情報及び重要データに係る違法行為の処罰について規定していることを踏まえて、ネットワーク安全法ではこれに関する処罰規定は置かず、上記の法令の規定に従うことを明確にしている(新 70 条)。

(4) 行政処罰の軽減及び免除

行政処罰法との適用関係を踏まえて、(i)ネットワーク運営者に違法行為の結果を自発的に除去又は軽減した場合、(ii)違法行為が軽微であり、かつ速やかに是正し、危害結果がもたらされなかった場合、(iii)初めての違法行為であり、かつ危害結果が軽微であり速やかに是正を行った場合、又は(iv)主観的な過失がないことを証明するに足る証拠が存在する等の状況がある場合、法により処罰を軽減し、又は処罰を免除することができることを明確にした(新 72 条)。

【原文】 网络安全法（修正草案）

【公布／公表機関】 全国人民代表大会常務委員会(全国人大常委)

(意見募集期間:2025 年 9 月 12 日～2025 年 10 月 11 日)

執筆担当:日本弁護士 徳山 剛史

企業破産法(改正草案)

【ポイント】 2025 年 9 月 12 日、全人代常務委員会は企業破産法(改正草案)の意見募集稿を公表した。現行の破産法は 2007 年 6 月に施行されたものであり、成立すれば施行後十数年を経ての初の大改正となる。意見募集稿の条文数は現行の破産法の約 2 倍となっており、多くの制度拡充が行われようとしているが、重要ポイントは、①更生(重整)制度の拡充、②企業債務の連帯責任を負う自然人株主の破産を認めていることである。

1. 更生(重整)制度の拡充

まず、中国の企業破産法に基づく更生(重整)では、管理型(即ち、人民法院から任命される管財人が企業の資産や経営の管理を行う)・DIP 型(即ち、会社自身が管理を行い続ける)があるところ、現行法では人民法院の裁量の幅が大きく、結果として管理型が運用のメインであったが、改正草案では「債権者の利益を害しない」場合には DIP 型(即ち債務者自身が管理を行い続ける)が認められる(改正草案 104 条)。これにより企業は申請が行いやすくなり、更生(重整)の活性化が期待される。一方で、債権者・出資者その他利害関係人に対する情報開示は厳格化し、利害関係人の知る権利を確保することにより、バランスを保っている。例えば、更生(重整)手続において管財人(管理型)・債務者(DIP 型)を「情報開示義務者」と明示し、十分な情報開示を求めて、情報開示が不十分である場合には利害関係人は開示を求めヒアリングを行うことのできるものと定めている(103 条)。

また、諸外国の制度に倣い、更生(重整)の申請前の債務者・利害関係者の協議を重視し、これを正式な法制度として取り込んでいる。即ち、改正草案は、十分な情報開示の下で、申請前の債務者と利害関係者が再生を目的とした協議を行い、基礎的な更生計画案等を作成できるものとされており、人民法院での更生(重整)手続が開始した場合、利害関係者の裁判外での同意は正式な手続内での再建計画案に対する同意とみなされる(100 条、101 条)。

更に、改正草案では、企業再生に向けて資金を拠出する意向投資家(以下「再生投資家」)を手続に正式に組み入れる制度を整えている。再生投資家には、更生の審査手続に参加し、資料の閲覧権、更生計画に関する協議を行う権利、聴聞会の参加権がある。再生投資家の選定は、透明性・公平性を確保するべく、公開募集で行うことが原則とされているが、

債権者会議の決議により公開募集を行わないこともできるとされ、一定の柔軟性を確保している(113 条)。再生投資家は保証金の支払いを義務づけられ、安易な翻意を予防する制度としている(114 条 2 項)。

2. 自然人株主の個人破産

改正草案は、限定的ながらも個人の破産に道を開いている。これまで中国の企業破産法は企業を利用者として想定した法制度を採用しており、個人は破産手続きを利用することが困難であった。この点、企業の債務について連帯責任を負う自然人株主(改正草案では「連帯個人債務者」と定義されている)は、企業の破産申請に付随して個人破産を申請できる。企業活動に付随して例えば創業者たる個人が連帯保証を行うことは中国でもよく見かけられるが、個人破産を認めることにより、個人としてのやり直しの道を整備したといえる。破産申請をした連帯個人債務者は、高額消費を制限される等の行為制限を受け、また情報開示として自ら及び家族の財産情報を開示する義務を負う(18 条、19 条)。一方、上記の新制度を利用できる個人は限定されており、個人の単独での自己破産申請は認められておらず、企業の破産申請に付随した申請が必要とされている。また、企業の自然人株主に制限されており、株式を持たない実質的支配者や取締役等の役員は企業と連帯債務を負担していても、上記制度の利用はできない。

改正草案では、上記の他、中小企業向けの破産手続の特別手続等の制度も導入、拡充している。

[原文] 企业破产法（修订草案）

[公布／公表機関] 全国人民代表大会(全国人大常委会)

(意見募集期間:2025 年 9 月 12 日～2025 年 10 月 11 日)

執筆担当:日本弁護士 中川 裕茂

マネーロンダリング防止特別予備措置管理弁法(意見募集稿)

〔ポイント〕関係機関 8 部門の連名で起案された本意見募集稿は、マネーロンダリング防止特別予備措置弁法と称して、マネーロンダリング防止法、反テロリズム法、対外関係法に基づいて、特にマネーロンダリング防止の観点から実施が必要な特別措置の具体的な手続、要求事項の細分化、明確化を目的とするものと説明されている。

本弁法は、31 条で構成されている。その主な内容は、当局によるリストの管理及び特定金融機関・特定非金融機関に対する管理・指導、マネーロンダリングやリスク管理制度の構築等を内容とする特別措置義務、それらに違反する場合の法的責任(罰則)をそれぞれ規定した。なお、法的責任(罰則)は、いずれもマネーロンダリング防止法の処罰条文を引用する形で規定され、それを越える罰則を新たに設ける規定は含まれていない。

[原文] 反洗钱特别预防措施管理办法（征求意见稿）

[公布／公表機関] 中国人民銀行、外交部、公安部、国家安全部、司法部、財政部、住宅・都市農村建設部、国家市場監督管理総局(中国人民银行、外交部、公安部、国家安全部、司法部、財政部、住房和城乡建设部、国家市场监督管理总局)

(意見募集期間:2025 年 9 月 5 日～2025 年 10 月 5 日)

執筆担当:日本弁護士 藤本 博之

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 射手矢 好雄 (yoshio.iteya@amt-law.com)
弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
中国弁護士 屠 錦寧 (tu.jinning@amt-law.com)
弁護士 尾関 麻帆 (maho.ozeki@amt-law.com)
弁護士 横井 傑 (suguru.yokoi@amt-law.com)
弁護士 唐沢 晃平 (kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。